

辰野町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長野県上伊那郡辰野町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度(31年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	27.1人/ha(令和3年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	2処理区(辰野処理区、羽北処理区) 農業集落排水施設2施設(辰野北部処理区、沢底処理区)を令和4年度に統合		
処理場数	1箇所(辰野水処理センター) 農業集落排水施設2施設(辰野北部処理区、沢底処理区)を令和4年度に統合		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	水循環資源循環のみち構想2022に基づき、農業集落排水施設2施設(辰野北部処理区、沢底処理区)を公共下水道(辰野処理区)に統合した(令和4年度)。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料(税抜き)は、A基本料金と排出量毎に加算されるB従量料金の合計になる。 A基本料金 953円 B従量料金 1~10m ³ :1m ³ につき101円、11~20m ³ :1m ³ につき162円、21~40m ³ :1m ³ につき175円、41~100m ³ :1m ³ につき185円、101m ³ ~:1m ³ につき195円																																																														
	1ヶ月あたりの下水道使用料金表 公共下水道使用料		主な排出量での1ヶ月あたりの使用料 公共下水道使用料																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">A基本料金</th> <th colspan="2">B従量料金</th> </tr> <tr> <th>排出量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">953円</td> <td>1~10m³</td> <td>101円</td> </tr> <tr> <td>11~20m³</td> <td>162円</td> </tr> <tr> <td>21~40m³</td> <td>175円</td> </tr> <tr> <td>41~100m³</td> <td>185円</td> </tr> <tr> <td>101m³~</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公衆浴場:一般汚水の料金と同じ</td> </tr> </tbody> </table>		A基本料金	B従量料金		排出量	使用料	953円	1~10m ³	101円	11~20m ³	162円	21~40m ³	175円	41~100m ³	185円	101m ³ ~	195円	公衆浴場:一般汚水の料金と同じ			<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量(m³)</th> <th>使用料(円)</th> <th>排出量(m³)</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>1,029</td><td>45</td><td>8,648</td></tr> <tr><td>5</td><td>1,574</td><td>50</td><td>9,647</td></tr> <tr><td>10</td><td>2,120</td><td>55</td><td>10,646</td></tr> <tr><td>15</td><td>2,994</td><td>60</td><td>11,645</td></tr> <tr><td>20</td><td>3,869</td><td>65</td><td>12,644</td></tr> <tr><td>25</td><td>4,814</td><td>70</td><td>13,643</td></tr> <tr><td>30</td><td>5,759</td><td>75</td><td>14,642</td></tr> <tr><td>35</td><td>6,704</td><td>80</td><td>15,641</td></tr> <tr><td>40</td><td>7,649</td><td>85</td><td>16,640</td></tr> </tbody> </table>		排出量(m ³)	使用料(円)	排出量(m ³)	使用料(円)	0	1,029	45	8,648	5	1,574	50	9,647	10	2,120	55	10,646	15	2,994	60	11,645	20	3,869	65	12,644	25	4,814	70	13,643	30	5,759	75	14,642	35	6,704	80	15,641	40	7,649	85	16,640
A基本料金	B従量料金																																																														
	排出量	使用料																																																													
953円	1~10m ³	101円																																																													
	11~20m ³	162円																																																													
	21~40m ³	175円																																																													
	41~100m ³	185円																																																													
	101m ³ ~	195円																																																													
公衆浴場:一般汚水の料金と同じ																																																															
排出量(m ³)	使用料(円)	排出量(m ³)	使用料(円)																																																												
0	1,029	45	8,648																																																												
5	1,574	50	9,647																																																												
10	2,120	55	10,646																																																												
15	2,994	60	11,645																																																												
20	3,869	65	12,644																																																												
25	4,814	70	13,643																																																												
30	5,759	75	14,642																																																												
35	6,704	80	15,641																																																												
40	7,649	85	16,640																																																												
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様。																																																														
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様。																																																														
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,941円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	4,089円																																																										
	令和2年度	3,941円		令和2年度	3,839円																																																										
	令和3年度	3,941円		令和3年度	3,856円																																																										

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設水道課は下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設）、浄化槽及び水道事業のほか道路、河川事業、都市計画に関する業務に当たっています。職員給与費の予算措置については、公共下水道の総務事務に2人、水処理センター管理事務に1人（7ヶ月分）、事業に1人を、特定環境保全公共下水道の水処理センター管理事務に1人（5ヶ月分）、農業集落排水施設の施設管理事務に1人（6ヶ月分）を置いている状況である。
事業運営組織	建設水道課 建設管理係（建設部門の予算、公共物に関する事、占用に関する事等） 建設工務係（道路、河川に関する事、災害復旧事業に関する事等） 都市計画係（都市計画関連事項、河川、ダムに関する事等） 住宅係（公営・町営・その他住宅に関する事、地籍調査に関する事等） 上水道管理係（上水道の予算・決算に関する事、上水道使用料等に関する事等） 下水道管理係（下水道の予算・決算に関する事、下水道使用料等に関する事、農業集落排水の維持管理、浄化槽に関する事等） 上水道工務係（上水道施設の維持管理、上水道施設の工事の設計、施工監理等） 下水道工務係（下水道施設の維持管理、下水道施設の工事の設計、施工監理等）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	公共下水道と特定環境保全公共下水道の2事業は、処理場と中継ポンプ場の運転管理を、下水道公社へ一括委託して施設運営経費の削減に努めている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

<p>【経営の健全化・効率化】</p> <p>①経常収支比率 前年度と比較し4ポイント低下しているが、100%を超え類似団体平均値を約1ポイント上回り健全な状態である。</p> <p>③流動比率 前年度と比較し約20ポイント低下しているが、償還額の減少に伴い流動負債も減少することから今後は改善が見込まれる。</p> <p>④企業債残高対事業規模比率 前年度と比較し約360ポイント改善しており、償還額の減少に伴い、今後は減少傾向で推移していくことが予想される。</p> <p>⑤経費回収率 前年度と比較し約30ポイント低下しているが、100%を超え類似団体平均値を約15ポイント上回り健全な状態である。</p> <p>⑥汚水処理原価 前年度と比較し約45円増加しているが、類似団体平均値とほぼ同値となっている。</p> <p>⑦施設利用率 前年度と比較し約2ポイント低下しているが、類似団体平均値を約15ポイント上回っている。</p> <p>⑧水洗化率 前年度並みとなっており、概ね類似団体平均値と同値となっている。</p> <p>【老朽化の状況】</p> <p>①有形固定資産減価償却率、②管渠老朽化率、③管渠改善率 現在のところ更新・修繕を要する箇所が少なく、①有形固定資産減価償却率、②管渠老朽化率は、類似団体平均値を下回っている。③管渠改善率については、施設統廃合に伴う管渠新設により率が改善している状況である。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<p>行政人口は、国立社会保障人口問題研究所の予測に基づいた辰野町人口ビジョンの推計を基にした人口の減少率を用いて、将来の人口を推定した。処理区域内人口については、下水道事業の整備が概成していることから、現在の処理区域内人口に行政人口の減少率を乗じて、各処理区の将来の処理区域内人口を推定した。水洗化率は向上するものの、処理区域内人口が減少することから、水洗化人口は減少する見通しとなった。</p>

(2) 有収水量の予測

従量制の水量段階別に近年の動向を分析し、1～10m³/月、11～20m³/月、21～40m³/月、41～100m³/月の区分は、水洗化人口の予測値から推定した検針数に直近の使用水量原単位を乗じ、減少傾向で予測した。101m³/月の区分は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実績が大きく変動していたため、影響前の令和元年度の実績を固定して水量を予測した。全体の有収水量は、今後、減少する見通しとなった。

(3) 使用料収入の見通し

従量制の水量段階別の検針数と使用水量の予測に、現使用料単価を乗じて将来の使用料収入を予測した。有収水量の減少と比例して、将来の使用料収入は減収する見通しとなった。

(4) 施設の見通し

現状で下水道施設(管きよ、ポンプ場、処理場)の新規整備は完了しており、施設数の増加の予定はない。今後はストックマネジメント計画に基づいた改築、更新事業を進める予定である。なお、人口減少による処理水量の減少に併せて、改築、更新は随時、機器類のダウンサイジングを行う予定である。

(5) 組織の見通し

当面、組織改革、新たな民間委託の予定はなく、下水道事業に係る人員は現状維持となる見通しとした。

3. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行(投資の平準化)

辰野町の公共下水道事業は、昭和63年に事業に着手し、平成3年度から平成15年度にかけて集中的に建設工事を実施し、施設整備は完了している状況である。今後、施設の更新には多額な費用が発生することが予想されるため、適切な維持管理を行うとともに、設備を定期的に点検・調査し、不具合箇所を適切に修繕するなど、ストックマネジメント計画に基づいた施設の長寿命化を行い、投資の平準化を図る。

○効率的な事業執行(維持管理費の削減)

これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化とコスト縮減に積極的に取り組む。また、将来人口の減少に伴って処理施設への流入水量の減少が見込まれることから、将来、包括的民間委託に移行すべきか検討し、維持管理費の削減に努める。

○収入の確保と負担の適正化(下水道料金の適正化)

公共下水道事業の経費回収率は、類似団体の平均値に比べると高くなっているが、収入の不足分は一般会計からの補てんで賄っている。今後は財政基盤の強化のため、収入の増に取り組む必要がある。収入の確保のため、使用料の改定の必要性を定期的に検討し、必要に応じて使用料の改定を行う。また、下水道の普及啓発活動を継続的に実施するとともに、水洗化率の向上を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	建設改良費は、ストックマネジメント計画に基づく処理場等の更新費などを見込み、過度な投資とならないよう、平準化した投資を行うことを目標とする。
-----	--

○投資の目標に関する事項

社会資本整備計画に基づき、下水道総合地震対策計画、ストックマネジメント計画で予定している平準化された耐震化工事や長寿命化工事を確実に実施していく。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

令和5年度から令和14年度の経営戦略の期間内に処理場、中継ポンプ場の耐震化、長寿命化に係る点検・調査、設計、工事を予定している。また、管きよについては、点検・調査を継続的に行う予定としている。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

計画に位置付けている農業集落排水施設の統廃合は令和4年度に完了しており、現時点で、広域化・共同化・最適化に関する予定はない。

○投資の平準化に関する事項

ストックマネジメント計画に基づいた投資の平準化を行う。

○民間の活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)

現時点で、PPP/PFIなどの活用への投資は計画していない。

○防災・安全対策に関する事項

下水道総合地震対策計画に基づき重要施設の耐震化を進める予定である。また下水道BCPIにおける定期訓練への参加や、年度ごとに更新とブラッシュアップを行い非常時(震災、水害)に備える。

○その他

B-DASH事業の実験施設(水処理施設)を公共下水道施設へ移管する予定である。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	令和3年度の経費回収率は100%を超えており、今後も経費回収率100%以上を目標とする。
-----	--

○財源の目標に関する事項

令和3年度の経費回収率は100%を超えており、使用料は現状の体系を維持する。また、一般会計からの繰入金従来どおり繰入基準内とする。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

下水道施設整備が完了している状況で、水洗化率は向上するが処理区域内人口が減少することで使用料収入は減収の見通しである。当面、汚水処理費も減少の見通しであるため、使用料の見直しについては、5年に1度、改定の必要性を検討した後判断する予定である。

○企業債に関する事項

建設改良費の財源の内、国庫補助金残分については下水道事業債を計画している。

○繰入金に関する事項

従来どおり繰入基準内の繰入金とする。

○資産の有効活用に関する事項

収入増につながる資産の有効活用は計画していない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）
委託費などの維持管理経費節減のため、事業内で一括契約の可能なものは実行し経費節減に努める。
- 職員給与費に関する事項
令和3年度の実績を基に給与費を算定し計画した。
- 動力費に関する事項
5年間は物価上昇率2%を考慮する。
- 薬品費に関する事項
5年間は物価上昇率2%を考慮する。
- 修繕費に関する事項
5年間は物価上昇率2%を考慮する。
- 委託費に関する事項
5年間は物価上昇率2%を考慮する。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水施設の下横川処理区を統合について検討を進めていく。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づいた投資の平準化を行っている。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後、下水処理施設の改築及び汚泥有効利用施設の検討に当たっては、PPP/PFI手法の導入可能性について検討する予定である。
その他の取組	その他の取組検討はない。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	当面は、現在の使用料体系を維持する予定であるが、5年に1回、使用料の改定の必要性を検討する予定である。
資産活用による収入増加の取組について	現時点で計画はない。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の統合を図りながら、町内施設の一括包括的民間委託(事務委任による施設管理者側一元化)の導入可能性も含めて、民間活力の活用方法を今後検討する予定である。
職員給与費に関する事項	当面は、現在の人員に必要な職員給料費を見込む。
動力費に関する事項	物価上昇(2%/年)を反映した動力費を見込む。
薬品費に関する事項	物価上昇(2%/年)を反映した動力費を見込む。
修繕費に関する事項	物価上昇(2%/年)を反映した動力費を見込む。
委託費に関する事項	物価上昇(2%/年)を反映した動力費を見込む。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	事業の進捗確認を毎年度行うとともに、5年前後で見直しを行い、必要がある場合は計画の見直しを図る。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 見込										
資本的 収入	1. 企業債	119,500	149,900	39,710	121,863	231,005	41,400	5,000	113,330	241,155	81,536	81,536	81,536
	うち資本費平準化債	19,500	49,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	250,300	246,110	234,865	272,586	232,424	257,142	272,586	272,586	272,586	241,589	241,668	203,288
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	37,750	58,560	23,900	142,665	278,895	40,600	4,000	136,570	294,745	88,253	88,253	88,253
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	7,232	3,606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他												
	計 (A)	414,782	458,176	298,475	537,114	742,324	339,142	281,586	522,486	808,486	411,378	411,457	373,077
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	414,782	458,176	298,475	537,114	742,324	339,142	281,586	522,486	808,486	411,378	411,457	373,077
	資本的 支出	1. 建設改良費	50,922	162,681	66,328	267,246	512,618	84,718	11,718	252,618	538,618	176,506	176,506
うち職員給与費		2,637	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718
2. 企業債償還金		561,449	542,094	525,183	531,023	502,416	481,642	447,585	407,521	349,511	317,440	260,133	196,571
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	612,372	704,775	591,511	798,269	1,015,034	566,360	459,303	660,139	888,129	493,946	436,639	373,077	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	197,590	246,599	293,036	261,155	272,710	227,218	177,717	137,653	79,643	82,568	25,182	0	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	188,542	188,854	175,137	179,081	175,984	175,018	177,716	137,653	79,641	116,238	58,773	33,309
	2. 利益剰余金処分額	9,048	48,430	111,295	82,074	96,726	52,199	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	197,591	237,283	286,432	261,155	272,710	227,217	177,716	137,653	79,641	116,238	58,773	33,309	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		4,388,355	4,044,676	3,635,516	3,364,105	2,923,863	2,481,278	2,187,087	2,078,732	1,842,827	1,664,230	1,549,195	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 見込										
収益的 収支分		152,578	146,228	157,473	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606
	うち基準内繰入金	152,578	146,228	157,473	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606	166,606
	うち基準外繰入金												
資本的 収支分		250,300	246,110	234,865	272,586	232,424	257,142	272,586	272,586	272,586	241,589	241,668	203,288
	うち基準内繰入金	124,940	128,643	122,765	142,482	142,482	142,482	142,482	142,482	142,482	142,482	142,482	142,482
	うち基準外繰入金	125,360	117,467	112,100	130,104	89,942	114,660	130,104	130,104	130,104	99,107	99,186	60,806
合 計		402,878	392,338	392,338	439,192	399,030	423,748	439,192	439,192	439,192	408,195	408,274	369,894

原価計算表

供用開始年月日 1992年 3月
 処理区域内人口 18,892人
 計算期間 自 2022年至 2031年
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	311,539	311,539		311,539
受託工事収益	0			0
その他	104			0
合計	311,643	311,539	0	311,539

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	給料			0
	人件費			
	諸手当			0
	福利費			0
	修繕費			0
	材料費			0
	路面復旧費			0
	委託料その他			0
小計	0	0	0	0
ポンプ場費	給料			0
	人件費			
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費			0
	修繕費			0
	材料費			0
	薬品費委託料その他			0
小計	0	0	0	0
処理場費	給料	9,268	9,268	9,268
	人件費			
	諸手当		0	0
	福利費	12,009	12,009	12,009
	動力費	25,005	25,005	25,005
	修繕費	3,476	3,476	3,476
	材料費	5,390	5,390	5,390
	薬品費委託料その他	92,091	92,091	92,091
小計	147,240	147,240	0	147,240

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
一般管理費				
給料				0
人件諸手当				0
福利費				0
流域下水道管理運営費負担金				0
委託料				0
その他				0
小計	0	0	0	0
資本費				
支払利息				
減価償却費				
企業債取扱諸費	158,927	158,927		
小計	158,927	158,927	0	158,927
合計(Y)	306,167	306,167	0	306,167

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	306,167

(X)/((Y)+(Z))*100= 102%

<使用料水準についての説明>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。